

一般財団法人古川医療福祉設備振興財団
研究等助成規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人古川医療福祉設備振興財団（以下「本財団」という。）定款第3条第1項第2号に規定する助成事業にかかる助成金の交付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象者及び金額)

第2条 本財団は、定款第3条に定める目的を達成するため、医療又は福祉等の領域における、設備、機器、システム、施設計画、施設建築、人材育成、その他インフラに関する分野の研究並びに調査に対する助成を行う。

2. 具体的な助成の種類及び金額は、毎年度、予算を審議する本財団理事会で定める。

(助成金の費消期間)

第3条 助成金の費消期間は、助成金交付後の1年間以内とし、本規程第10条に規定する研究等成果報告書及び助成金支出内容報告書を提出する時までに費消を終わらなければならない。

(助成金の使途)

第4条 助成金の使途は、研究等に要する直接費用とし、次の費用は、助成対象から除外する。

- 1) 日常的に使用が可能である事務所費用及び付属設備費用などの固定費
 - 2) 日常的に使用が可能であるカメラ、パソコン及び周辺機器等の機器類
 - 3) 学会等の学費など、研究者として自己負担することが適当と思われる費用
 - 4) その他第7条に規定する選考委員会で助成は不相当と判断された費用
2. 助成金は、原則として、助成申請書に記載したとおりに使用しなければならない。ただし、研究等の状況によって必要が生じた場合には各項目の20%まで金額を変更させることができる。

(公募)

第5条 助成金の交付は、公募によって行う。

2. 助成金の公募内容は、全国の医療機関に配布・掲示するとともに助成募集要項を本財団のホームページに掲載することによって周知する。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は、所定の助成申請書を定められた期日までに本財団の理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(選考)

第7条 公募による助成金交付の対象者となるものの選考は、助成金を交付する事業ごとに設置する助成選考委員会（以下「選考委員会」という。）によって行う。

2. 選考委員会は、医療福祉設備振興功労者顕彰選考委員会のメンバーで構成されるものとする。
3. 選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出、あるいは、口頭の説明を求めることができる。

(交付の決定)

第8条 理事長は、前条に規定する選考結果に従って助成金の交付を決定し、助成金の交付対象者（以下「助成金受領者」という。）に助成金交付決定通知書を送付する。

(交付の方法)

第9条 助成金の交付は、原則として、助成金受領者が指定する金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。

(報告書の提出)

第10条 助成金受領者は、本財団からの通知に従って、研究等成果報告書を提出しなければならない。

(成果発表における本財団名の記載)

第11条 助成金受領者は、助成金を受けた研究等について学会等に発表する場合は、本財団から助成を受けた旨を記載するとともに、その発表したものを2部、本財団に提出するものとする。

(助成金残金の処理)

第12条 本規程第3条に規定する助成金費消期間の経過後に助成金の残金がある時は、本財団にその残金の全額を遅滞無く返還しなければならない。ただし、助成金費消期間の経過後1年以内に限り、助成対象の研究等の発表費用等に費消する場合は、申請書記載の有無にかかわらず、当該残金の一部または全部を費消することができる。

2. 助成金の残金を費消する時は、前項のただし書きの研究発表費用を含めて、理事長の許可を得なければならない。

(助成金の返還)

第13条 次の事項に該当するときは、助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

- 1) 助成金受領者が本規程第10条に規定する通知にかかわらず、研究等成果報告書及び助成金支出内容報告書を提出しなかったとき
- 2) 助成申請書に記載した研究等を実施しなかったとき
- 3) 助成申請書に記載した内容等に虚偽があったとき
- 4) 第11条の規定に反したとき
- 5) 助成金を他の目的に使用したとき
- 6) その他、本規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき

(申請書等の様式)

第14条 助成申請書、報告書等の様式は、理事長が別に定める。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究等助成事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

制定 平成25年11月1日